

いじめの防止等のための基本方針（案）

はじめに

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 家庭・学校・地域の連携
 - (5) 学校における関係機関等との連携

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定
- 2 いじめ対策委員会の設置
- 3 いじめの防止等のための対策
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 関係機関等との連携

第3 いじめへの対応

第4 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態への対応
 - (1) 調査の趣旨及び調査主体
 - (2) 調査を行うための組織
 - (3) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (4) 調査結果の提供及び報告
 - (5) 相談体制の整備
 - (6) 報道への対応

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。なぜならいじめは、被害にあった子どもの人間としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為だからです。「いじめはどの子どもにも起こりうる。」「どの子ども被害者にも加害者にもなりうる。」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの。」という事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要があります。

未然防止の基本となるのは、子どもが、周囲の友達や教職員と信頼のできる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができることです。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていかなくてはなりません。

こうした取り組みから、子どもたちに集団の一員としての自覚や自信が生まれ、互いを認め合える人間関係・学校風土を子ども自らがつくり出していくものと期待されます。

平成25年9月には、社会全体でいじめ問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策を総合的・計画的に推進するために「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本校において一層質の高い教育活動が展開されることを期待しています。そして、子ども、保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを願っています。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれると、その場は安心な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。子どもにとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

1 いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。 いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌な写真を撮影される等
- ・感染症の罹患を理由に不当な対応をされる。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子どもの立場」（主観主義）に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点や「加害者が被害者に対して嫌な思いをさせようと思っていたか」などで、トラブルも含めて周辺状況等を客観的に確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者

から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題があります。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

3 基本的な考え方

いじめについては、すべての子どもを対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。また、集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起これない人間関係を構築していくことが求められます。社会総がかりで、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない子どもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭や学校や地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

子どもは、家庭や様々な集団の中で人との共感的な関わりを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人がかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、あわせて規範意識や人権感覚を高め、健やかでたくましい心を養うことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、学校、地域が連携することが大切です。子どもが様々な経験を積み重ね、社会の一員として自立していくために、次のことに取り組みます。

- 家庭は、子どもとの触れ合いや対話を大切にします。子どものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めます。
- 学校は、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、子ども同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団作りに努めます。
- 地域は、子どもの規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子どもを温かく時に厳しく見守ります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるとの観点から、家庭、学校、地域が一体となって、子どもを見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめを行っている子どもからも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を見逃さず、いじめを認知します。

- 家庭は、日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子どものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。
- 学校は、いじめを訴えやすい関係づくりに努め、子どもや保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。
- 地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

(3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、家庭、学校、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てます。「何よりも子どもの健やかな成長」を願って支援・指導します。

(4) 家庭・学校・地域の連携

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（法第9条第1項）

具体的には、「保護者は子どもがルールやマナーを守ることを子どもに教える」、「保護者は、子どもからいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの適切な措置をとる」ということです。そのため、今まで以上に保護者や地域の力が必要となり、協力を求めていくこととなります。

社会総がかりで児童等を見守り、健やかな成長を促すため、家庭と学校関係者、地域の連携が大切です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について家庭、学校、地域と連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(5) 学校における関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、家庭、学校、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- 日頃から、学校は警察や児童相談所等の関係機関との連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- 必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- 学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子どもや保護者等へ周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止のためには「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見、早期対応の姿勢が大切です。しかし、いじめ行為は「目に見えにくい」という特徴があります。被害者も加害者も短期間で大きく入れ替わる場合があることを考えれば、何よりも「いじめを生まない、生み出さない」風土をつくるのが大切です。

学校は、教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。

1 基本方針の策定

「いじめの防止等のための基本方針」は、学校のホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて基本方針を見直します。

2 いじめ対策委員会の設置

- 校内に「いじめ対策委員会」を設置し、次の構成員を置きます。

委員長	校長
副委員長	いじめ対策コーディネーター
委員	全職員
特別委員	学校評議員、スクールカウンセラー
※ 必要に応じて、PTA役員、放課後子ども教室等に協力を求め対応します。	

- 定期的な取組として、生徒指導委員会の際に、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等を行います。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する等、組織的にいじめの問題に取り組みます。

3 いじめの防止等のための対策

教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。

(1) いじめの未然防止

ア 中学校区人づくり教育推進事業

清竜中学校区内にある保育園・幼稚園・小中学校が、家庭・地域と一体となって、明るい社会づくりといじめ撲滅に向けた活動を推進します。

イ 道徳教育等の推進

子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。

ウ 子どもの主体的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子どもが主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。

エ 家庭や地域への啓発

家庭や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

オ 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。特に、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めていきます。また、情報モラル教育や感染症に対する正しい知識の理解を深め、実践していきます。

(2) いじめの早期発見

ア 子どもの実態把握

教職員は、何よりも「子どものちょっとした変化」に気づき、子どもが何でも相談したくなる関係づくりに取り組むことが重要です。加えて、日記やノートの記述などを通して日頃から子どもとのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、実態を把握していきます。また、家庭や地域と連携し、子どもについての情報共有に努めます。

イ 相談体制の整備

- 心理、福祉に関する専門家の活用等、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。
- いじめの相談は、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

(3) いじめの早期対応

- いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に教育相談や事実確認を行います。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子どもには安心できる場を確保し、いじめをやめさせ、再発防止に努めます。なお、いじめの防止等の対策のための組織が中心となって、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届けます。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察署と連携して対処していきます。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。
- 校長及び教員は、子どもがいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、子どもの規範意識や道徳心を培うために、子どもに対して訓戒や叱責などを加えることができます。

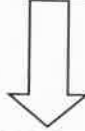
(4) 関係機関等との連携

- いじめの防止等の対策のための組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努めます。

第3 いじめへの対応

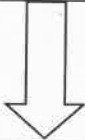
【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。「いじめ対策委員会」では、最も効果の高い組織的な取り組みを検討する。



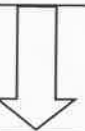
【立場に応じた事実確認】

- ① いじめを受けている子
 - ② いじめている子
 - ③ いじめを見て楽しんでいる子
 - ④ いじめを傍観している子
- * 立場の違う者同士同席させての事実確認は行わない。



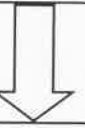
【事情を聞くときのポイント】

- ① いじめを受けている子
⇒心情を受け止め、励まし勇気づける、訴え出る勇気が再発を防ぐ。
- ② いじめている子
⇒相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を。
- ③ いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
⇒当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ。



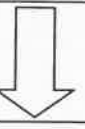
【確認すべき内容】

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等。



【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から、当事者の子供の保護者には、きちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに、学校としての指導の見通しを伝えること。



【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。状況によっては、校長がこの時点で市教委に第一報を入れる。

第4 重大事態への対処

第1、第2で示したように、いじめは絶対に許されないものであり、起きてはいけないものです。しかし、現実にはいじめはなくなっておりません。学校では、いじめで子どもが苦しむことがない社会を築くために、未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

いじめは、深刻化するほどに目に触れにくく閉ざされた世界の中で行われるため、時として、深刻な事態に及んでしまうことがあります。こうした重大ないじめの事態が発生したときは、速やかに誠意ある対応を行い、再発防止に努めます。

1 重大事態の意味

- いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - (ア) 子どもが自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で子どもが長期の期間、学校を欠席している疑いがあるとき。
 - ※不登校は年間30日程度の欠席が目安となります。
- 子どもや保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあり、客観的に調査し、そのような事実が認められたとき。

2 重大事態への対応

(1) 調査の趣旨及び調査主体

事案が発生した場合には、学校は個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。なお、学校全体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態への発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となり、いじめ対応等専門家チームの助言を得ながら迅速に調査を実施し、事実関係を客観的に明らかにしていきます。
(初期調査)

(2) 調査を行うための組織

学校と教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに連携して組織を設けます。

なお、子どもの命にかかわる場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子どもやその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子どものプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(5) 相談体制の整備

いじめに直接かかわった子どもだけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつた子どもやその保護者並びに教職員が、心身の苦痛を感じてしまうことがあるため、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。

(6) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

いじめの防止等のための基本計画

浜松市立上阿多古小学校

	校内委員会	いじめの発見・対応	いじめ防止の取組み
4月	いじめ対策委員会①	家庭訪問 にこにこアンケート	1年生を迎える会
5月	いじめ対策委員会②	にこにこアンケート	「心の大木」 縦割り花壇（夏～秋）
6月	いじめ対策委員会③ 学校評議員会①	にこにこアンケート	
7月	いじめ対策委員会④	夏季面談 にこにこアンケート	
8月			
9月	いじめ対策委員会⑤	にこにこアンケート	
10月	いじめ対策委員会⑥	にこにこアンケート	縦割り花壇（秋～春）
11月	いじめ対策委員会⑦	2学期の振り返り （学校評価） にこにこアンケート	「心の大木」 ぎんなん祭り
12月		冬季面談 にこにこアンケート	
1月	いじめ対策委員会⑧ 学校評議員会②	にこにこアンケート	
2月	いじめ対策委員会⑨	にこにこアンケート	
3月		にこにこアンケート	ありがとう集会
随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーとの連携 ○ 保護者、放課後子ども教室、PTA役員との情報交換 ○ 学警連、健全育成会との連携 ○ 道徳授業の充実（教職員研修） ○ 子どもが主体的にいじめ防止に取り組む学級活動での指導 ○ にこにこアンケートを毎月実施（毎月25日を基準） 		